

# 島根県立出雲高等学校 部活動方針（2019年度）

部活動は、スポーツ、芸術、文化、科学等に興味・関心がある生徒の自主的・自発的な参加によって行われ、各部の指導者の指導の下、学校教育の一環として行われており、主体性、責任感・連帯感などの社会性及び豊かな心と健やかな体を育むための学校教育活動である。

島根県の「部活動の在り方に関する方針」に基づき、本校の教育目標、学園の指標や育てたい人材像の実現に向けて、心身の健全な成長と成果をあげる部活動をめざすために、次のとおり部活動方針を定める。

## 1. 基本方針

- (1) 学業と部活動の両立を図り、学校生活の充実を図る。
- (2) 部としての目標を明確にし、その実現に向かう努力による充実感や達成感を体得し、生きる力（自主性、責任感、協調性など）を育成する。
- (3) 技術、競技力の向上はもとより、活動を楽しむことで、生涯にわたり豊かな生活を営むための資質や能力を育てる。
- (4) 自他をともに大切にし、お互いが支え合いながら目標達成に取り組むことで、よりよい人間関係を築くなど、支持的集団づくりに努める。

## 2. 指導者の役割

- (1) 基本方針に基づく適切な部活動の運営
  - ①年間活動計画及び活動方針の策定（様式2参考）
  - ②活動実績等の作成（様式3参考）
  - ③部活動指導員及び地域指導者の申請と連携
  - ④その他、部活動に係る庶務、会計など
- (2) 生徒の実態やニーズに応じた合理的で適切な指導の実施
  - ①体罰等の根絶  
部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。
  - ②安全管理と事故防止に努める
    - ア. 生徒の健康管理の把握を行う。
    - イ. 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
    - ウ. 危機管理体制の徹底を行う。
  - ③保護者の理解と協力を得る  
保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者の理解を得る。
- (3) その他
  - 必要に応じて、部活動振興委員会などで協議し、部活動を運営する。

## 3. 部活動を行う生徒の心構えについて

- (1) チームの目標、個人の目標をもち、目標達成に向けて粘り強く取り組む。
- (2) 時を守り、時間を有効に使い、質の高い活動をする。
- (3) 活動場所を清め、設備備品と用具を大切に使い、部室は常に整理整頓する。
- (4) 礼を重んじ、仲間を大切にし、お互いに支え合いながら活動する。

#### 4. 本校の部活動について

##### (1) 設置部活動及び同好会

###### 【体育系】

ラグビー部、バスケットボール部（男女）、サッカー部（男子）、  
バレーボール部（男女）、バドミントン部（男女）、ソフトボール部（女子）、  
ソフトテニス部（男女）、テニス部（男女）、野球部、卓球部（男女）、  
陸上競技部、山岳部、剣道部、柔道部、弓道部、水泳部、ダンス同好会

###### 【文化系】

吹奏楽部、コーラス部、弦楽部、美術部、文芸部、英会話部、書道部、  
茶道部、華道部、自然科学部（化学、生物、地学、物理）、演劇部、写真部、  
家庭部、囲碁・将棋部、新聞部、放送部

##### (2) 活動時間・休養日等

①活動時間 学期中 平日3時間程度 週休日等4時間程度

長期休業中 4時間程度

②休養日 週当たり1日以上とする。

③その他 定期試験の1週間前から原則として休養日とする。

特別な事情の場合については時間延長を認める。

長期休業中にはある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

※大会前の練習、合宿や遠征、練習試合等を実施する場合はこの限りではない。

ただし、生徒および保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、  
安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮  
を行う等適切に対応する。

##### (3) 大会参加について

①高体連・高文連主催、共催、後援の大会

②その他の大会については校長が許可したもの

#### 5. その他

##### (1) 終了時間と下校時間

①19時活動終了、19時30分完全下校とする。

②活動時間の延長は保護者に承諾を得ること。

③1年生の活動

ア. 活動時間

1学期中間試験までは18時までとする。交通機関の時間にも配慮する。

イ. 大会参加

1学期中間試験までの公欠を伴う大会参加については、選手（ベンチ入りを含む）として参加する場合は認める。公欠を伴わない土・日の参加については顧問の判断によるが、生徒の負担を十分に考慮する。

##### (2) 定期試験発表後の部活動

①定期試験の1週間前から原則として休養日とする。

②活動する必要がある場合は以下のとおりとする。

ア. 「試験終了後、翌週末までに大会がある場合」又は

「試験発表後から試験前日までに大会がある場合」

イ. 「試験当日に大会がある場合」又は「その他特別な場合」

○活動は1時間以内とする。

○活動は試験発表の日から試験前日までの登校日とする。